

平成23年4月19日
産業労働局

東京都産水産物の放射能検査について（第3報）

福島第一原子力発電所の事故を受け、都は第三回目の都内産水産物の検査を行いましたので、お知らせします。

1 検査内容及び結果

(1) 検査実施機関

(独) 水産総合研究センター中央水産研究所

(2) 検査対象品目

都内で水揚げされた水産物 トサカノリ

(3) 検査結果

利島村（利島港）で水揚げされたトサカノリを検体として採取し検査を行った結果は下記のとおりです。

| 品 目 | 水揚げ漁港 | 採取日 | 検 査 結 果 | |
|-------|----------|---------|---------------------------|---------|
| | | | 放射性ヨウ素 | 放射性セシウム |
| トサカノリ | 利島港（利島村） | 4月3日（※） | 4.91 ⁺ ベクレル/kg | 不検出 |

参考：暫定規制値（海藻）放射性ヨウ素 2,000⁺ベクレル/kg、放射性セシウム 500⁺ベクレル/kg
(別紙参照)

※トサカノリは水揚げ後、塩蔵加工し、通常2週間程度保管したものを出荷します。

2 今後の対応

都は、今後とも関係機関と連携し、都内産水産物の放射能検査を実施していく。

《問い合わせ先》

○ 都内産水産物の放射能検査に関すること

産業労働局農林水産部

(連絡先) 電話：03-5320-4828

産業労働局農林水産部水産課

(連絡先) 電話：03-5320-4846